

旭川方面留置施設視察委員会

施設視察委員会について

委員会設置の趣旨

平成19年6月1日施行の「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に基づき、留置施設運営の透明性を高め、被留置者の適正な処遇を確保するため、部外の第三者からなる機関として、「旭川方面留置施設視察委員会」が北海道警察旭川方面本部に設置されております。

委員会の組織

委員会は、北海道旭川方面公安委員会から任命を受けた法曹関係者、医療関係者、地域の代表の3名で組織されております。

なお、委員は非常勤の地方公務員であり、その任期は1年です。

委員会の任務

旭川方面の各留置施設を視察し、その運営に関し、留置業務管理者（警察署長）に意見を述べます。

委員会の意見など公表

北海道警察旭川方面本部長は、毎年、委員会の意見及びこれを受けて留置業務管理者が講じた措置の内容をとりまとめ、その概要を公表します。

施設視察委員会の活動概況

令和6年度 旭川方面留置施設視察委員会の意見と措置

「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に基づき、旭川方面留置施設視察委員会が、令和6年度に留置業務管理者（警察署長）に対して述べた意見と、これを受けて留置業務管理者が令和7年度に講じた措置などの概要は、次の通りです。

	意見	措置
1	被留置者が居室で使用できる筆記台を用意していただきたい。	主に安全面の観点から、その可否について検討する。